

第36回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和2年5月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第36回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部 純、主査 本田未央子

1 書記は、次のとおりである。

主査 齋藤玲子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。欠席委員は1番小山委員であります。</p> <p>なお、推進委員の出席はなしです。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第3号について</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第36回足利市農業委員会総会を開会いたします。</p>

【午前9時26分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

8番 星野雅彦委員、9番 長谷川良光委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が545㎡となっております。続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が8件、筆数が12筆、面積が5,438.90㎡となっております。合計いたしまして件数が10件、筆数が14筆、面積が5,983.90㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから4ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

5月の申請は、太陽光発電設備用地を目的とした1件です。なお、昨年度の4条は年間3件、面積は合計968.96㎡、住宅が1件、太陽光発電が2件でした。

では、説明に入ります。

1番、申請地は小俣町地内の田、52.6㎡ほか3筆、計164.3㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル81枚を135.27

m²に設置するものです。当該申請は、隣接する宅地及び雑種地と一体的に利用するもので、事業区域は251.34m²となります。

ここで議案の訂正をお願いいたします。農振区分がすべて農振農用地となっておりますが、すべて農振地域の誤りですので訂正ください。

申請理由につきましては、記載のとおりで、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法4-2-2他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の63ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。なお、5月11日に事務局で現地調査を行っており、その時の様子をご覧のとおりです。(スクリーン投影)

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 本件について意見を求めます。

【質問なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の6ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

5月の申請件数は6件、うち一般住宅が3件、太陽光が3件となりました。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は板倉町地内の田、638m²ほか4筆、計4,620m²です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,292枚を2,121.57m²に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の64ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が64ページから71ページに載せてありますので、ご覧ください。なお、事務局による事前調査を5月11日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

議案書の6ページにお戻りください。

2番、申請地は菅田町地内の田、面積300m²です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積97.26m²を建築するものです。申請理由は、記載のとおり

りで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2 農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の72ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書6ページにお戻りください。

3番、申請地は月谷町地内の田、36㎡ほか3筆、計1,284㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル360枚を597.6㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の73ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書7ページをお開きください。

4番、申請地は寺岡町地内の畑、761㎡ほか1筆、計762.96㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル196枚を400.232㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の74ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書の7ページにお戻りください。

申請地は堀込町地内の田、330㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積111.78㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号 自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅、農地法施行令11-2 農業の振興に資する施設 住宅です。譲渡人は父、譲受人は子です。

続きまして、議案書の75ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書7ページにお戻りください。

6番 申請地は県町地内の田、472㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積115㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契

約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号 自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅、農地法施行令11-2 農業の振興に資する施設 住宅です。譲渡人は母、譲受人は息子夫婦です。

続きまして、議案書の76ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

議長

以上、5条許可申請6件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番

8番 星野委員。

8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の64ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年5月15日、金曜日、午前8時30分から、調査班は私を班長といたしまして、三田照子委員、桐生委員、本島委員、長谷川職務代理の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。本件は、本市で食品用プラスチック容器の金型設計などを主な業務に、グループ会社と連携し、太陽光発電事業にも取り組む申請人が、事業拡大を目的に、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。高圧の250キロワットの発電出力を得るには、4,000㎡を超える土地が必要で、日当たり、面積などの条件に適した申請地を選んだということです。事業費用はすべて自己資金で賄います。申請地は整地のみで、境界から1m後退してフェンスを設置し、除草は年3回行う計画です。事業区域内の素掘りの水路については、草刈りと堀さらいを行い、機能の維持に努めるとのことで、官地についても併せて草刈りを行うとのことです。また、当該事業によって進入できなくなる農地はなく、周辺農地への影響はないと考えます。住宅に囲まれた中での大規模工事になるため、着工前に、自治会長や周辺住民への事業説明を要請したところ、了承を得ました。申請地は、東側は宅地、北側は畑および宅地、西側は田および宅地、南側は田および宅地です。結論として、申請地は、板倉町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から6番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号 2番から6番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の8ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和2年5月29日公告分であります。

議案書の9ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、211件で面積563,240.64㎡です。

続きまして所有権移転ですが、3件で面積2,572㎡です。

ここで議案の訂正があります。16ページをお開きください。29、30、31番について「認定農業者」の記載が漏れていましたので備考に追記をお願いします。続きまして17ページをご覧ください。32番から36番も同じく「認定農業者」の記載が漏れていましたので追記をお願いします。18ページをお開きください。37番、38番及び40番に「認定農業者」の記載が漏れていましたので追記をお願いします。24ページをお開きください。67番に「認定農業者」の記載が漏れていましたので追記をお願いします。28ページをお開きください。87番に「認定農業者」の記載が漏れていましたので追記をお願いします。29ページをご覧ください。88番に「認定農業者」の記載が漏れていましたので追記をお願いします。34ページをお開きください。106番に「認定農業者」の記載が漏れていましたので追記をお願いします。48ページをお開きください。170番に「認定農業者」の記載が漏れていましたので追記をお願いします。55ページをお開きください。202番の備考に「認定新規就農者」という記載がありますが「認定農業者」の誤りですので訂正をお願いします。56ページをお開きください。203番の備考に「認定新規就農者」という記載がありますが「認定農業者」の誤りですので訂正をお願いします。58ページをお開きください。2番と3番に「認定農業者」の記載が漏れていましたので追記をお願いします。以上となります。大変申し訳ありません。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が10ページから57ページに

記載されておりますのでご覧ください。続きまして所有権移転ですが、58ページをお開きください。

1番、申請地は高松町地内の田、面積1,023㎡で、売買価格は35万8千円になります。

続きまして2番、申請地は高松町地内の田、面積1,090㎡で、売買価格は38万1千500円です。

続きまして3番、申請地は高松町地内の畑現況田、面積459㎡で、売買価格は16万650円です。

いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、5月29日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番から40番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により4番 藤生委員、9番 長谷川委員、11番 仙田委員、12番 桐生委員、13番 清水委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時5分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の1番から40番はそのように決定しました。

ここで関連事案の審議が終了しましたので、退席した6名の出席を求めます。

【午前10時6分 出席】

議長 続いて貸借権設定の41番から211番及び所有権移転を上程いたします。本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の41番から211番はそのように決定しました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法施行規則第29条第1号該当証明願及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 報告事項 農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、ご説明いたします。これは2アール未満の納屋等の農業用施設について農業用である旨証明を行うものです。

1番、申請地は稲岡町地内の田、面積は2,025㎡のうち37.8㎡で、

施設の概要はイチゴ出荷棟です。受付年月日は令和2年4月21日、処理年月日は令和2年4月27日です。

続きまして、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は田島町地内の畑、現況 宅地 面積 46㎡、願出の理由は、昭和51年頃12月頃に住宅を新築し一体的に宅地として利用しているで、受付の日付は令和2年4月14日、処理の日付は同じく令和2年4月17日です。現地確認は事務局と桐生委員で行っております。

続きまして、2番、申請地は川崎町地内の畑、現況 宅地 面積 333㎡、願出の理由は、昭和58年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は令和2年4月16日、処理の日付は同じく令和2年4月17日です。現地確認は事務局と清水委員で行っております。

続きまして、3番、申請地は堀込町地内の畑、現況 宅地 面積 6.61㎡、願出の理由は、昭和46年頃より宅地として利用しているで、受付の日付は令和2年4月16日、処理の日付は同じく令和2年4月17日です。現地確認は事務局と三田照子委員で行っております。

以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また、前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条の許可申請につきましては、4月28日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長先決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第36回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時12分 閉会】

この会議のてん末は、書記 齋藤玲子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月25日

足利市農業委員会

8番委員

9番委員